

博愛の園デイサービスセンター 指定通所介護事業 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は社会福祉法人博愛会（以下「本会」という。）が開設する博愛の園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 博愛の園デイサービスセンター
- 二 所在地 長野市浅川東条295-5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 （併設施設等の施設長と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- 二 通所介護従業者

生活相談員 1名以上 （常勤職員）

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに関わる調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

介護職員 4名以上

介護職員は利用者の生活上の世話、入浴、排泄、食事等の介護を行う。

看護職員 1名以上

看護職員は利用者の健康管理、健康に関する相談や助言を行う。

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 祝祭日 年末年始及びお盆期間を除く、月曜日から金曜日までとする。

二 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。

三 サービス提供時間 午前9時から午後4時30分までとする。

(指定通所介護の単位数及び利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日25人(一般型 1単位)とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に上げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に上げるもののうち本会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

一 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. 通院等の介助その他必要な身体の介助

二 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

三 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な介助

四 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア. レクリエーション
- イ. グループワーク
- ウ. 行事的活動
- エ. 集団体操
- オ. 個別機能訓練
- カ. 休養（養護）

五 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア. 移動、移乗動作の介助
- イ. 送迎

六 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談。助言
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談、助言

（指定通所介護の利用料等及び支払いの方法）

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1キロメートルにつき20円

- 3 通所介護にかかる食事の提供に要する費用については、実費を徴収する。
- 4 通所介護にかかる看護処置費については、実費を徴収する。
- 5 通所介護にかかるおむつ代については、実費を徴収する。
- 6 その他利用者が負担すべき日常生活費については実費を徴収する。
- 7 第一項から第六項までは費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 8 指定通所介護の利用者等は本会の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振込み等により納付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常事業の実施地域は、長野市内とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意

するものとする。

- 一 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を確認し、心身の状況に応じたサービスを提供する。

二 入浴サービスを利用する際の留意事項

- (1) 病的な高血圧または皮膚疾患等が認められ、入浴サービスが受けられない場合、清拭等により身体的清潔を保つものとする。
- (2) 入浴時体調不良等で緊急に医療が必要と認められた場合、医師等の指示を受け、サービスを中断する。

三 給食サービスを利用する際の留意事項

- (1) 普通食以外のキザミ食、流動食等の特別メニューを必要とする場合は、事前に職員に連絡するものとする。
- (2) 利用者の年齢、身体状況によって適切な栄養価及び管理栄養士の指導に基づき食事を提供する。
- (3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにする。
- (4) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受ける。
- (5) 利用者の食事は、適切な衛生管理がなされた物であれば、ならないこととする。

四 機能訓練サービスを利用する際の留意事項

- (1) 機能訓練を受ける際は、機能訓練指導員の指示に従うものとする。
- (2) 訓練を行っている際に利用者の身体状況に異変が認められた場合には、状況に応じて訓練を中止するものとする。
- (3) 訓練中に事故が発生した場合には、必要に応じて速やかに契約医療機関にて対応するものとする。

五 送迎サービスを利用する際の留意事項

- (1) 前日までに居住地、連絡先、送迎場所の確認を得るものとする。
- (2) 送迎中に事故が発生した場合には速やかに契約医療機関にて対応するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 通所介護従業者等は、指定通所介護実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者及び家族に報告しなければならない。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(指定通所介護の利用契約)

第13条 本会は、指定通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者またはその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第14条 事業者は、通所介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者の対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個別援助計画書の作成等)

第17条 事業所は、居宅サービス計画書が立てられている場合はその計画書に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

(サービスの提供記録の記載)

第18条 通所介護従業者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第4項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

- 第19条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調整を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家人に説明するものとする。

(損害賠償)

- 第20条 本会は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第21条 事業所は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修
 - 二 継続研修
 - 2 通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められた時は、これを提示するものとする。
 - 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
 - 4 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年10月2日より施行する。

平成17年10月1日改訂

平成21年 4月1日改訂

平成25年 4月1日改訂

令和 4年 4月1日改訂

博愛の園デイサービスセンター運営規定 改訂案

令和4年3月1日

変更前の条文	変更後の条文
	(虐待防止に関する事項) 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。 (1) 虐待を防止するための従業員の対する研修の実施 (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備 (3) その他虐待防止のために必要な措置 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。 付則 <u>令和4年4月1日改訂</u>